

2. 教育研究組織

新見公立大学法人 中期目標

2

V. 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制に関する目標

1) 運営体制の強化

理事長が強いリーダーシップを発揮し、弾力的かつ機動的な運営ができる体制の充実を図る。

法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するため、運営方針を確立し、これを効果的に実行するための運営体制を整える。

各教員が大学のあり方を主体的に考え、大学運営に対する意識の向上、教員と事務職員の両者の密接な連携が図れるように意識改革を行ない、一体的かつ効率的な組織運営に努める。

2) 学内資源の効果的配分

人員、予算等の学内資源は、全学的視点に立ち効果的に配分する。大学の教育研究及び社会貢献活動において、特に力を入れるべき重点領域に予算を集中的に配分する。

(a) 教育研究組織

〈現状の把握〉

本学の目的として掲げる「看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」に即して、学則第3条に定める看護学科（大学への改組転換によって2010年度学生募集停止、2011年度末廃止）、幼児教育学科、地域福祉学科の3学科および学則第41条に定める地域看護学専攻科（大学への改組転換によって2012年度学生募集停止、2012年度末廃止）の1専攻科を設置しており（図2-1）、それぞれ学則第31条および第47条に定める看護師国家試験受験資格（看護学科）、保育士資格および幼稚園教諭2種免許状（幼児教育学科）、介護福祉士登録資格および社会福祉主事任用資格（地域福祉学科）、保健師国家試験受験資格（地域看護学専攻科）の資格・免許を取得するための法令上の指定・認定を受けまたは必要な科目を開講している。また、地域看護学専攻科においては独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を受けられる専攻科として認定されている（表2-1）。短期大学は、これらのための教育研究に係る組織を有している。なお、教養教育に関して、開学以来、全学科において教養教育が適切に行えるよう教員組織として教養科を設置していたが、各学科の総合的な教育力を充実させ

るため、および教養科目と専門科目の連携を強化すること等を目的として、2007 年度に教養科教員を各学科に分属させた。教養教育に関する内容と方法を審議するために、2003 年度からは教養教育委員会が設置されている（第 3 章参照）。

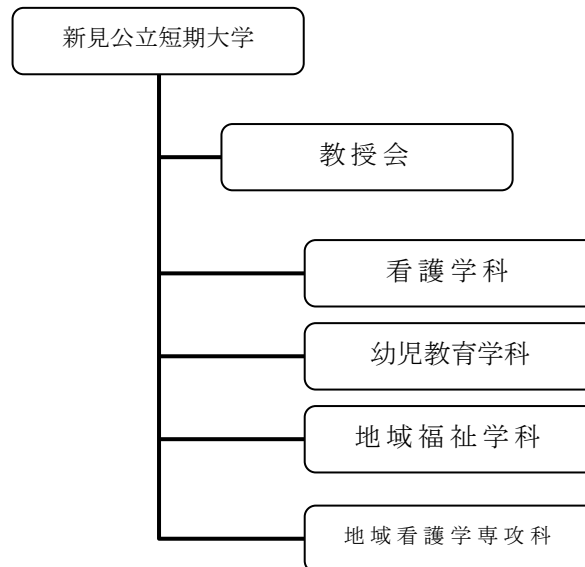


図 2 - 1 公立短期大学の教育研究組織

表 2 - 1 教育研究組織

学則		
第 3 条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。		
学科名	入学定員	総定員
看護学科	—	60 人
幼児教育学科	50 人	100 人
地域福祉学科	50 人	100 人
第 31 条 本学において取得することのできる資格及び免許状等の種類は次のとおりとする。		
学 科	取得資格及び免許状の種類	
看護学科	看護師国家試験受験資格	
幼児教育学科	保育士資格 幼稚園教諭 2 種免許状	
地域福祉学科	介護福祉士登録資格 社会福祉主事任用資格	
第 35 条 本学の教育、研究等に関する事項を審議するため教授会を置く。		
2	教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手をもって組織する。	
3	教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。	
第 41 条 本学において設置する専攻科及びその学生定員は、次のとおりとする。		

専攻科名	入学定員	総定員
地域看護学専攻科	15人	15人

第47条 専攻科において取得することができる資格及び免許状等の種類は、次のとおりとする。

保健師国家試験受験資格

〈現状の分析・評価〉

本学に設置した学科においては、看護学科では看護師国家試験受験資格、幼児教育学科においては保育士資格および幼稚園教諭2種免許状、地域福祉学科においては介護福祉士登録資格および社会福祉主事任用資格、地域看護学専攻科においては保健師国家試験受験資格の取得を目的とした学科等の構成となっていることから、学科等の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものになっている。

一方、社会状況に伴う学生の質的变化に対応して、教育内容・方法を柔軟に見直すことのできる教育研究運営組織のあり方・併設大学の運営組織との関係性などが今後の課題である。

〈改善方策の検討〉

本学の目的として掲げる「看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」に即して、3学科および1専攻科を設置しており、それぞれ看護師国家試験受験資格（看護学科）、保育士資格および幼稚園教諭2種免許状（幼児教育学科）、介護福祉士登録資格および社会福祉主事任用資格（地域福祉学科）、保健師国家試験受験資格（地域看護学専攻科）の資格・免許の取得するための法令上の指定・認定を受けるなど、そのための教育研究に係る組織構成が明確であり、教授会・教務委員会等の運営組織も適切に機能していると考えている。

一方、保健師助産師看護師法が看護師養成の基本は大学（4年制）であると改正されたこと（第22条第1号）、看護学科の入学生の多くが本来は大学進学希望者の併願者であったこと、進路として大学の3年次編入を希望する学生が顕著に増加したことなどの社会的ニーズの変化に対応して短期大学看護学科および地域看護学専攻科の改組転換により、2011年度に併設大学看護学部を設置した。併設大学は学年進行中であり、2013年度に完成する。教員（一般教養を担当する教員を含む）が、短期大学から大学に学年進行に従い、順次、配置換えとなり、現在は、過渡期にある。今後の短期大学と併設大学との教育研究組織のあり方についての検討が必要である。また、短大進学者数の減少に対処する必要があり、教育研究組織の見直しを含め、経営審議会、教育研究審議会等における審議など、学外者の意見を取り入れて検討を進める予定である。

